

三重県公共事業情報統合データベース  
機器調達・保守業務委託  
特記仕様書(案)

三重県 県土整備部  
技術管理課

# 目次

|    |                    |    |
|----|--------------------|----|
| 第1 | 調達案件名              | 3  |
| 第2 | 作業の概要              | 3  |
| 1  | 背景と目的              | 3  |
| 2  | 用語の定義              | 3  |
| 3  | 役割分担               | 3  |
| 4  | 作業内容・成果物           | 4  |
| 5  | 履行期間・履行場所          | 5  |
| 6  | 費用支払条件等            | 6  |
| 7  | 統括実施責任者            | 6  |
| 8  | 導入業務実施体制           | 6  |
| 9  | データセンターでの作業        | 6  |
| 10 | 訓練                 | 7  |
| 11 | その他                | 7  |
| 第3 | サーバ機器類の購入要件        | 7  |
| 1  | 稼働させるシステムについて      | 7  |
| 2  | 調達における共通事項         | 8  |
| 3  | 機器を構成する部品について      | 8  |
| 4  | 機器の設置について          | 10 |
| 5  | ソフトウェアについて         | 11 |
| 第4 | 機器及びソフトウェア類仕様      | 13 |
| 1  | 機器仕様               | 13 |
|    | ソフトウェア             | 15 |
| 第5 | 機器及びソフトウェアの導入・設定要件 | 15 |
| 1  | 機器及びソフトウェアの導入・設定   | 15 |
| 第6 | 機器保守及び機器撤去         | 19 |
| 1  | 保守期間               | 19 |
| 2  | 保守項目               | 19 |
| 3  | 保守対象               | 20 |
| 4  | 保守体制               | 20 |
| 5  | 移行事業者との役割分担        | 21 |
| 6  | 保守部品の準備            | 22 |
| 7  | 通常時保守              | 23 |
| 8  | 障害時保守              | 23 |
| 9  | その他特記事項            | 24 |
| 10 | 機器撤去               | 24 |
| 第7 | その他                | 24 |

## 第1 調達案件名

三重県公共事業情報統合データベース機器調達・保守業務委託

## 第2 作業の概要

### 1 背景と目的

令和7年に運用開始を予定する三重県情報統合データベース機器の更新について、サーバ機器類及びソフトウェアの購入・設置・設定及び保守運用を本業務の受注者が担当するものとする。

三重県情報統合データベースのシステムの移行については、別途発注の移行改修・運用保守業務委託において、移行業務と運用保守業務を行う事業者(移行事業者)が新システムへの移行を行う。

### 2 用語の定義

- ・ 本業務 = 三重県公共事業情報統合データベース機器調達・保守業務委託
- ・ 本システム = 三重県公共事業情報統合データベース
- ・ 現行システム = 現在稼働している本システム
- ・ 新システム = 現行システムを現行機器から本業務等で調達する機器(新機器)へ移行することにより実現するシステム
- ・ 県担当 = 三重県の担当職員
- ・ 受注者 = 本業務の受注者
- ・ 移行事業者 = 現行システムを現行機器から本業務等で調達する機器(新機器)への移行を実施し、新システムの運用支援を行う業者

### 3 役割分担

受注者は三重県及び移行事業者と連携し本業務を行うものとする。

導入に関する業務範囲(作業、指示)の概要を以下に示す。

|                           | 作業  | 指示    |
|---------------------------|-----|-------|
| 機器調達で導入した機器等の設定           | 受注者 | 移行事業者 |
| 機器調達で導入したソフトウェア本体の導入等     | 受注者 | 受注者   |
| 機器調達で導入した機器(ハードウェア)本体の導入等 | 受注者 | 受注者   |

#### (1) 打合せ及び連絡体制

本業務実施中は継続的なシステム監視を行い、原則月1回報告資料の送付を行うが、必要に応じて三重県との会議に参加すること。

本業務新システム構築を円滑に進めるため、契約後から機器の安定稼働が確認できるまで(令和7年3月末まで)適時打合せを行うものとする

打ち合わせの報告書等は事前に作成のうえ、各々が作成整理するものとする。

また、緊急時には、早期に問題解決が図れるよう、移行事業者と緊密に連絡をとり、必要に応じて随時打合せなどを実施するものとする。

なお、緊急時の連絡体制については、契約成立後速やかに、三重県及び移行事業者と相互に打合せ、書面にて連絡網を整備し、三重県、移行事業者の3者で共有するものとする。

(2) 移行事業者へのソフトウェア等の操作説明

機器調達に合わせ調達する各種ソフトウェアについて、運用マニュアルを作成の上、移行事業者取扱説明書を基に、操作説明を実施するものとする。

なお、操作説明の詳細な時期は、移行事業者との協議により決定するものとするが、ソフトウェアインストール後～システム試験運用までに1回以上は実施するものとする。

(3) 責任の範囲(通常運用時:機器(ハードウェア))

機器保守について、日々のアラートメール監視に加え、リモートにて機器のステータスを月一回確認を行うこと。

(4) 責任の範囲(通常運用時:本業務で調達したソフトウェア)

ソフトウェア製品のバージョンアップ及びパッチ対応等について、本業務で調達したソフトウェア製品において対応が必要となった場合、移行事業者が適用に際してシステム全体(パッケージや開発した業務システムを含む)への影響調査を行い、必要に応じて対策を検討し、受注者に指示するものとする。

なお、本業務で調達したソフトウェア製品に関するパッチのインストール作業等は原則、本業務の保守業務の範囲内とする。

(5) 責任の範囲(障害発生時)

障害時対応のうち、機器(ハードウェア)及びネットワーク障害を検知した場合は、主として下記の作業は移行事業者が行うが、受注者は、これに協力するものとする。

- ・影響範囲調査
- ・受注者への連絡・調整
- ・復旧対応作業について受注者への指示
- ・全体の進捗管理
- ・部品交換等が生じた場合の最終的な調整(必要時に限る)

なお、ハード機器の修理や必要な部品の調達、交換及びハード機器の設定などの作業は、本業務における保守業務の範囲内とする。

(6) 責任の範囲(その他)

前記(1)～(5)に該当しない案件においては、緊急時を除き、事前に三重県、移行事業者を含めた3者で協議の上、責任範囲を決定し、作業に着手するものとする。

また、緊急時の場合は、移行事業者が中心となり、対策・対応を実施するものとし、受注者は移行事業者のサポート支援を行うものとする。

## 4 作業内容・成果物

(1) 作業内容

本業務の概要は、以下のとおりである。

- ・サーバ機器類の購入(第4機器及びソフトウェア類仕様に記載)
- ・機器の設置、設定
- ・既存サーバの移行
- ・本業務にて調達したソフトウェアの導入・設定  
(第4機器及びソフトウェア類仕様2ソフトウェアに記載)
- ・機器及び導入ソフトウェアの保守

各要件の詳細については「第3 サーバ機器類の購入要件」～「第6 機器保守及び機器撤去」を参照すること。

## (2) 納入成果物

成果物を以下に示す。各機器、ソフトウェア等のドキュメント類については、電子ファイル化を前提とし、電子データ(CD-R等)と紙面での納品を各1式とする。

なお、下記の納品期限までは、受注者が責任を持って保管するものとする。ただし、三重県及び移行事業者が作業上必要となる場合は、貸し出すものとする。

### ア 導入時

「5 履行期間・履行場所」記載の導入スケジュールに合わせた納期とすること。

- ・ 業務実施計画書(契約締結後速やかに)
- ・ 機器の諸元一覧表
- ・ システム構成図
- ・ 搬入/設置等の導入計画書(設置レイアウト、接続構成、電源配線含む)
- ・ 機器一覧表「コンピュータ名」「製造番号」「OSのプロダクトID」「MACアドレス」記載
- ・ サーバ及びネットワーク関連機器一式
- ・ ソフトウェア一式(ライセンス証書を含む)
- ・ サーバ及びネットワーク関連機器、OS、ソフトウェア等のマニュアル一式
- ・ サーバの機器(ハードウェア)構成シート
- ・ 運用手順書
- ・ 導入業務報告書
- ・ 業務継続計画

### イ 保守時

- ・ 保守時の実施体制説明図(年度当初提出)
- ・ 修理報告書(随時提出)
- ・ 保守業務実施計画書(年度当初提出)  
定期保守実施計画を含むこと
- ・ 保守業務報告書(毎月提出)

## 5 履行期間・履行場所

### (1) 履行期間

契約日 から 令和10年3月31日まで

令和6年10月までに、三重県及び移行事業者へ調達物品に関する説明を行うこと。令和6年10月から機器の納入を開始し、令和7年1月までに機器設置・サーバ移行を完了すること。なお、納入に当たり、移行事業者と協力の上、機器の設定を行うこと。

スケジュールについては、以下に定めるものとする。

- ・ サーバ搬入・設置・設定 : 令和6年10月～令和6年12月
- ・ 移行事業者対応・設定、試行運用 : 令和7年1月～令和7年3月

- ・ 運用確認時期 : 令和7年3月【予定】
- ・ 機器及びソフトウェアの保守期間 : 令和7年4月1日～令和10年3月31日  
ただし試行運用中の不具合についても対応すること。
- ・ 本業務にて調達した機器のデータ消去、撤去する期間 : 令和10年3月末頃(別途協議)  
(参考) 現行システム機器の撤去する期間(現行システム事業者) : 令和7年3月末頃

(2) 履行場所

ア データセンター(管理端末以外)

別途三重県が指定するインターネットデータセンター

なお、詳細については、別途県担当の指示に従うこと。

## 6 費用支払条件等

受注者決定後、発注者と協議のうえ、支払時期及び各年度の業務に応じた支払金額(年度割)を決定するものとする。

「機器類の購入」及び「機器の設置、サーバ移行ソフトウェアの導入・設定」の支払時期は、設置作業完了後、三重県による設置状況の履行確認後(令和7年3月末日予定)とする。

「保守業務」の支払時期と回数は、各年度末の3月末の履行確認後に1回を標準とする。

## 7 統括実施責任者

統括実施責任者は、移行事業者から選任するため、工程調整・設定等の調整を綿密に行うこと。

## 8 導入業務実施体制

受注者は、以下の体制で業務を遂行すること。

- ・ 契約締結後速やかに当該業務の実施体制図、実施工程表等を明記した業務実施計画書を作成し、三重県の承認を受けること。
- ・ 機器の導入期間及び導入準備期間には、三重県及び移行事業者等との定例会議に参加し、スケジュール調整等、導入に必要な事項について協力すること。
- ・ 工程表に基づいた業務の進捗状況について、三重県の要求に応じて作業の報告や内容に関する資料を随時提出すること。

上記以外に必要なに応じて課題解決ができる担当者を派遣し、三重県の承認を得ること。

## 9 データセンターでの作業

データセンターでの作業においては、作業日時、作業員氏名等の必要事項を所定の様式(別途三重県が指定するデータセンターが定める様式)で、作業前前日までに三重県へメールにて連絡するものとする。

また、作業時間等が変更となる場合は、速やかに三重県へ連絡するものとする。

## 10 訓練

三重県、データセンター及び受注者を含めた災害や障害に対する訓練を実施すること。  
災害については、災害想定訓練の計画を立て、定期的を実施すること。  
なお、実施時期及び実施内容等については、三重県との協議により決定すること。

## 11 その他

本仕様書に記載のない事項については、三重県との協議、又は三重県、移行事業者との 3 者協議により定めるものとする。

### 第3 サーバ機器類の購入要件

#### 1 稼働させるシステムについて

##### (1) 三重県公共事業情報統合データベースの主たるシステム構成

- ・電子納品保管管理システム 成果品の検索
- ・台帳検索・表示システム 台帳類の検索
- ・データ解析システム 地図の作成
- ・図面の PDF 化(ソフト)

##### (2) システム利用者

現行システム利用者と同等の利用者数 約 2000 人

##### (3) システム運用時間

365 日 24 時間

##### (4) 定期点検等によるシステム停止について

下記 ~ に示すシステム機器の定期点検等の際は、事前に三重県及び移行事業者と 3 者協議を行い、システムを停止することができることとする。

ただし、システム停止時間は、下記 の場合を除き、三重県庁開庁日の 8:00 ~ 17:30 を避けることとする。

- サーバ設置場所において停電を伴う作業等がある場合
- システム機器の定期点検、定期クリーニングがある場合
- ソフトウェア(基本ソフトウェアを含む)のパッチ適用により、システムを再起動させる必要がある場合
- ネットワークの停止等がある場合

##### (5) 緊急時のシステム停止について

システム及び機器に異常が発生し、緊急メンテナンスが必要となった場合は、システムの運用時間内であっても、システムを停止することができるものとする。ただし、システム停止を判断した場合は、速やかに三重県へ連絡し、利用者への周知を依頼するものとする。

(6)ネットワーク要件

新システムは、三重県行政 WAN のローカルネットワーク上に設置され、三重県行政 WAN に接続しているパソコンで Web ブラウザを利用することでシステムが利用できる構造とする。

(7)セキュリティ方針

想定される脅威を整理し、契約後に示す「三重県電子情報安全対策基準(情報セキュリティポリシー)」に従った対策ができること。

## 2 調達における共通事項

本仕様書及び機器及びソフトウェア類仕様を満たすこと。

・環境配慮の取り組み

調達する機器及びその他の附属品(以下「調達する物品等」という。)は、「みえ・グリーン購入基本方針」及び「環境物品等の調達方針」に適合するものであること。

(1) 調達する機器及びソフトウェア類について

仕様を満たす製品を選定すること。また、主要なサーバ機器は同一メーカーで統一すること。

(2) 納入物品

納入品(ハードウェア及びソフトウェア)ならびにそれらの設置、保守、障害回復等の各作業に伴って必要となる物品(ラック取付金具や、ケーブルなど接続部品等)については、仕様書記載の有無に関わらず、調達したものが提供すること。

(3) 調達方法について

調達する物品等は、買取もしくはリースにて提供すること。ただし、中古品であってはならない。

(4) 取扱説明書について

三重県が指示する製品に関する取扱い説明書を納品すること。

(5) 梱包材等の処分について

調達する物品等の梱包材及び三重県が不要と判断した附属品等(以下「梱包材等」という。)については、撤去し適正に処分等を行うこと。

なお、梱包材等の撤去及び処分等に係る経費は本業務の範囲内とする。

(6) 拡張性等の確保

将来的な機能拡張、情報量の増大に対して柔軟に対応できるものであること。

(7) サーバの基本条件

サーバは、Microsoft Windows Server 2022 Standard 及び VMware vSphere のオペレーティングシステム(OS)が動作するコンピュータとし、かつ今後履行期間中システムの安定稼働のため必要十分な構成を確保するものとする。

## 3 機器を構成する部品について

(1) 各部品の耐久性・汎用性

マザーボード、CPU、メモリ、ハードディスクドライブ(以下「HDD」という。)などの部品同士の端子などは、履行期間中において個々の部品交換又は修理の際に、容易に部品調達が可能な端子形状を採用したものとすること。

(2) 機器の拡張性・メンテナンス性

機器については、履行期間中の運用において、システム拡張の際に、HDD やメモリが増設しやすい構造となっているものとする。

また、交換等の際にシステム停止時間が短くなるよう、配慮されたものとする。

(3) ネットワークについて

三重県行政 WAN のローカルネットワークに接続するものとする。

(4) 機器の冗長化対策について

長期間の運用を考慮した構成に必要となる最低限の冗長化対策も本調達に含めるものとする。

冗長化している機器又は部品において障害が発生した場合は、業務稼働中でも修理 / 部品交換を可能とすること。

(5) 電源条件

設置を予定のデータセンターの電力契約は 100V 3.0kVA を予定しているため、設置する機器の総消費電力がこれを越えないこと。

100V 電源ケーブルを用意すること。

各サーバにおいて電源の二重化を図ること。

(6) 機器状況の把握について

1) 機器のリソース管理

データセンターに設置する機器について、仮想マシンとして導入する管理端末にて、サーバ機器・ミドルウェア等のリソース管理できる機能を備え付けること。なお、リソース管理(ハードウェアの使用状況確認)については、移行事業者が運用保守業務にて実施する。

2) 異常発生時の通報

データセンターに設置する機器は、機器等の異常情報について通報する機能を備え付けること。なお、通報する相手及び内容は別途協議とする。

(7) 管理端末について

管理端末は三重県行政 WAN に接続した環境での利用かつデータベースへの情報登録を行うため、第 4 機器及びソフトウェア類要件 1 ハードウェアの要件を満たすよう構成する。

(8) リモート保守接続用パソコンについて

リモート保守接続用パソコンについては、移行事業者に貸し出す予定のため、本業務においては、リモート保守環境を使用することは出来ない。

リモート保守を想定する場合は、リモート保守接続用パソコンを受注者にて準備すること。

(9) 保守用部品について

三重県庁及びデータセンターに設置する機器について、下記 ~ に定める作業に必要な保守用部品の調達については、本業務に含むものとする。

ただし、複数年の機器保守サポートパックに含まれない保守用部品の調達費用等については、各保守業務を実施する年度(以下「各保守年度」という。)の保守経費に含めるものとする。

サーバ機器の定期点検(各保守年度)

サーバ機器の定期クリーニング(各保守年度)

ハードウェア構築期間を含む履行期間中に交換が必要な部品(各保守年度)

システムの運用期間において、機器を安定稼働させるのに必要な交換部品(各保守年度)

ハードウェア構築期間を含む履行期間中の保障費

(10) その他

本業務の構成において、各サーバと接続する上で必要となるアダプタ類、ケーブル類、電源コード(OA タップを含む)等をすべて含むこと。

機器の搬入・組立て後、空箱等の搬入材を速やかに回収すること。

#### 4 機器の設置について

(1) 機器等の調達とその後の調整について

1) 作業の流れ

下記の作業においては、別添フロー図 1 を基に作業及び役割を分担するものとする。

- ・ 機器調達
- ・ 機器の搬入
- ・ 機器の設置
- ・ 機器の設定
- ・ ネットワーク接続

(2) 機器の設置場所等について

サーバ機器等の設置場所は、本特記仕様書に示す IDC を利用することとし、機器等設置に関する業務は本業務に含むものとする。ただし、機器等設置場所の利用料等は発注者が負担するものとし、本業務の範囲外とする。

サーバラックの設置に関しては IDC 担当者の指示に従い、指定された場所まで搬入すること。また、設置方法に関しては IDC 担当者の指示に従い指定の方法にて設置すること。

(3) 異常時の対応と本業務の責任範囲について

別添フロー図 1 の「別途協議」において、本業務の責任範囲は、システムが正常に稼働できるまでの下記 ~ の作業を含むものとする。

システムが正常に稼働するための対応策を複数案作成する。

三重県、移行事業者との に関する 3 者協議で対策案を説明する。

の 3 者協議で決定した対策案について、必要な機器等の調達・設置・設定を行う。

別添フロー図 1 に基づき、機器を三重県行政 WAN に接続する。

(4) 三重県行政 WAN への接続について

三重県行政 WAN に接続する際には、サーバ等の機器構成が決まった段階で三重県が、ネットワーク接続に必要な情報を決定するので、その情報を各機器へ設定し、三重県が書面で確認した上で接続するものとする。

(5) 三重県行政 WAN に異常が発生した場合の損害の賠償について

別添フロー図 1 における機器を三重県行政 WAN に接続する作業中に三重県行政 WAN に回線異常が発生した場合、三重県の所有する複数のシステムに多大な影響を与え、損害の賠償が発生することがある。

情報の登録ミスや接続ミスがあった場合、三重県行政 WAN のローカルネットワーク上のすべてのコンピュータが切断される可能性があるため、細心の注意を払って接続作業を行うものとする。

三重県行政 WAN の構造については、セキュリティの観点から、契約後、三重県ネットワーク管理者との協議の中で詳細説明をするものとする。

## 5 ソフトウェアについて

### (1) ライセンス

ソフトウェア購入算定基礎及び、三重県が現状保有し、使用可能なライセンスについて。

#### 1) Microsoft 社

- ・マイクロソフトのライセンス購入形態について  
地域 Select Plus for Governmentor Partners を利用することができる。
- ・三重県が保有し使用可能なライセンス[Windows Server 2022 ユーザ CAL]

### (2) ソフトウェア機能要件

各ソフトウェアの仕様については下記要件を満たすこと

#### オペレーティングシステム

- ・64bit 処理が可能なオペレーティングシステムであること。
- ・数量については、本仕様に規定しているすべてのハードウェアで稼働するために必要な製品数及びライセンス数とし、本契約期間終了まで、保守を含め使用できること。

AP、DB、データ解析、連携、データ保存のそれぞれのサーバ及び保守用リモート端末については仮想マシンで構成し、障害発生時は障害が発生していない仮想サーバで速やかに移行し、システム停止の期間を低減できる構成であること。

#### 監視・管理機能

- ・サーバ及びストレージは障害を検知した場合、アラートメールにて三重県及び保守事業者に通知を行うこと。

### (3) ウイルス対策ソフト

- ・本業務で調達するすべてのサーバ・管理用端末へ適用すること。
- ・Windows サーバ・管理用端末は、三重県指定の内容に従い、WindowsDefenderFirewall の設定を行うこと。

### (4) メディア

- ・インストールを行う各種ソフトウェアのメディア及びマニュアルについては、三重県が支持に従い納品すること。

### (5) ソフトウェアのインストール作業について

第4 機器及びソフトウェア類仕様 2 ソフトウェア (7)のソフトウェアの購入、インストール及び設定作業を行い、移行事業者が導入するソフトウェア導入時に協力すること。

### (6) ソフトウェアのインストールとその後の調整について

#### 1)作業の流れ

下記の作業においては、別添フロー図 2 を基に作業及び役割を分担するものとする。

- ・ソフトウェアのインストール
- ・ソフトウェアの設定
- ・機器・ソフトウェアの動作確認
- ・移行事業者へのソフトウェア等の操作研修
- ・システム導入及びデータ移行に伴う移行事業者のサポート支援

(7) 異常時の対応と本業務の責任範囲について

別添フロー図 2 の「別途対応」において、本業務の責任範囲は、システムが正常に稼働できるまでの下記 ~ の作業を含むものとする。

三重県、移行事業者と 3 者協議で原因の特定と責任範囲の切り分けを行う。

システムが正常に稼働するための複数の対応策案を作成する。

の対応策案について、三重県、移行事業者と 3 者協議で、対応策を決定する。

の 3 者協議で決定した責任の範囲に基づき、機器調達に関係する部分の対応策を実施する。

(8) ソフトウェアのパッチ等の対応

別添フロー図 2 の「【3 者協議】調達予定のソフトウェアのバージョン等の確認」以降においてソフトウェアのパッチ等がある場合は、移行への影響が不明瞭になるため、原則、移行完了時まで対応を保留するものとする。

ただし、ソフトウェアのパッチ等のうち、セキュリティ上重大で、緊急性のある場合は、三重県、移行事業者と 3 者協議を開催し、パッチ対応の適否を決定することとする。

(9) その他

- ・ すべての調達機器類等は、「みえ・グリーン購入基本方針」に適合したものであること。ただし、適合品が無い場合はこの限りではない。
- ・ 導入する各ソフトウェアについては、契約時の最新バージョンのライセンスとすること。  
三重県、移行事業者と 3 者で協議し、問題がある場合は仕様書記載のバージョンにダウングレードする等の回避策を実施する。
- ・ 本仕様を実現するために必要なソフトウェアはすべて含むこと(各種インターフェースボードを制御するドライバソフトウェアなど)。
- ・ 数量に関しては、CPU ライセンス製品の場合は CPU 数分のライセンスを導入すること。また、コア数にも留意すること。
- ・ ソフトウェアインストールシート(インストールソフトウェアのディレクトリ階層及びインストールオプションデザインシート)を提出すること。

#### 第4 機器及びソフトウェア類仕様

##### 1 機器仕様

###### (1) サーバ機器(ラック設置)

| No. | 機器名    | CPU  | メモリ                                   | HDD                         |       | 諸元(1台相当)  |
|-----|--------|--|---------------------------------------|-----------------------------|-------|---|
| 1   | 仮想サーバ1 | インテル<br>Xeon 4410Y<br>(2.00GHz 1P<br>/12Core) × 2  | デュアルラ<br>ンクレジス<br>タ付 DIMM<br>32GB × 4 | SAS<br>2.5 インチ<br>300GB × 2 | RAID1 | <p>&lt;筐体&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・19 インチラックに 1U 以内で搭載可能であること</li> <li>・ラックマウント金具等を含むこと</li> <li>・アナログ RGB × 1(背面 1)</li> <li>・USB3.2 × 4(前面 2, 背面 1, 内部 1)</li> </ul> <p>&lt;ディスクコントローラ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フラッシュバックアップ式ライトキャッシュを有すること</li> <li>・ドライブの障害予兆検知機能を有すること</li> </ul> <p>&lt;ネットワーク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1Gb RJ45 Port × 4</li> <li>・データストレージとの接続に必要となる 10Gb 以上のモジュール及びケーブルを含むこと</li> </ul> <p>&lt;電源&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・100V 電源を 2 基搭載し冗長化すること</li> </ul> <p>&lt;管理機能&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リモート管理用 RJ45 Port × 1</li> <li>・ハードウェアエラー時にアラートメール通知が行えること</li> </ul>                    |
| 2   | 仮想サーバ2 | インテル<br>XeonS 4410Y<br>(2.00GHz 1P<br>/12Core) × 2 | デュアルラ<br>ンクレジス<br>タ付 DIMM<br>32GB × 4 | SAS<br>2.5 インチ<br>300GB × 2 | RAID1 | <p>&lt;筐体&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要となる OS を含むこと</li> <li>・19 インチラックに 2U 以内で搭載可能であること</li> <li>・ラックマウント金具等を含むこと</li> <li>・アナログ RGB × 1(背面 1)</li> <li>・USB3.2 × 4(前面 2, 背面 1, 内部 1)</li> </ul> <p>&lt;ディスクコントローラ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フラッシュバックアップ式ライトキャッシュを有すること</li> <li>・ドライブの障害予兆検知機能を有すること</li> </ul> <p>&lt;ネットワーク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1Gb RJ45 Port × 4</li> <li>・バックアップに必要となる 10Gb 以上のモジュール及びケーブルを含むこと</li> </ul> <p>&lt;電源&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・100V 電源を 2 基搭載し冗長化すること</li> </ul> <p>&lt;管理機能&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リモート管理用 RJ45 Port × 1</li> <li>・ハードウェアエラー時にアラートメール通知が行えること</li> </ul> |
| 3   | 管理サーバ  | インテル<br>XeonS 4410Y<br>(2.00GHz 1P<br>/12Core)     | デュアルラ<br>ンクレジス<br>タ付 DIMM<br>32GB × 2 | SATA<br>3.5 インチ<br>8TB × 7  | RAID6 | <p>&lt;筐体&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・必要となる OS を含むこと</li> <li>・19 インチラックに 2U 以内で搭載可能であること</li> <li>・ラックマウント金具等を含むこと</li> <li>・アナログ RGB × 1(背面 1)</li> <li>・USB3.2 × 4(前面 2, 背面 1, 内部 1)</li> </ul> <p>&lt;ディスクコントローラ&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・フラッシュバックアップ式ライトキャッシュを有すること</li> <li>・ドライブの障害予兆検知機能を有すること</li> </ul> <p>&lt;ネットワーク&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1Gb RJ45 Port × 4</li> <li>・バックアップに必要となる 10Gb 以上のモジュール及びケーブルを含むこと</li> </ul> <p>&lt;電源&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・100V 電源を 2 基搭載し冗長化すること</li> </ul> <p>&lt;管理機能&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・リモート管理用 RJ45 Port × 1</li> </ul>                                      |

|   |                |   |                    |                            |       |  |
|---|----------------|---|--------------------|----------------------------|-------|--|
|   |                |   |                    |                            |       | ・ハードウェアエラー時にアラートメール通知が行えること  |
| 4 | データ<br>ストレージ   | - | コントローラ<br>ー毎に 12GB | SAS<br>2.5 インチ<br>2.4TB×20 | RAID6 | <筐体><br>・19 インチラックに 2U 以内で搭載可能であること<br>・ラックマウント金具等を含むこと<br>・ディスクコントローラ機能冗長化されていること<br>・コントローラ毎に 10Gb 以上のインターフェース×4<br><電源><br>・100V 電源を 2 基搭載し冗長化すること<br><管理機能><br>・コントローラ毎に管理用 RJ45 Port×1<br>・ハードウェアエラー時にアラートメール通知が行えること |
| 5 | バックアップ用<br>HDD | - | -                  | 1TB                        | -     | ・USB 3.0   |

(2) ネットワーク装置その他(ラック・ラックコンソール・切替機・OA タップ)

| No. | 機器名                | 機種名             | 数量 | 諸元  |
|-----|--------------------|-----------------|----|---|
| 6   | サーバラック<br>(36U 以上) | 19 インチラック       | ×1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・収容ユニット数：36U 以上</li> <li>・幅×奥行×高さ：600×1075×1750(mm)程度</li> <li>・総耐荷重：1300kg 以上 (静止時)</li> <li>・設置時キャスターを取りはずすこと</li> <li>・サーバ機器搭載用のネジ/ケージナット、</li> <li>・サイドパネル、ブランクパネル、ケーブルマネージメントキット</li> <li>・ラック搭載時には、各機器の性能を悪化させることが無いよう機器の配置に留意すること。</li> </ul> |
| 7   | ラックコンソール           | 液晶モニタ、<br>キーボード | ×1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・同一ラックに搭載されている複数サーバと接続すること。</li> <li>・17 インチ以上カラーLCD 1366×768 ドット以上</li> <li>・信号方式：アナログ RGB</li> <li>・Windows 配列準拠 (日本語 106/109)</li> <li>・ラックに収納可能なこと。(1U)</li> </ul>   |

|    |                                  |                                       |     |  |
|----|----------------------------------|---------------------------------------|-----|--|
| 8  | 切替機<br>KVM<br>コンソール<br>スイッチ(1x8) | KVM スイッチ                              | × 1 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ディスプレイ、キーボードの1セットが複数のサーバ機器と接続が可能な構成とし、接続先サーバ機器を切り替えることによる共用できる構成とすること。</li> <li>・接続台数：8 台以上</li> <li>・マウス接続は USB2.0 準拠、PS/2 のいずれかとする。</li> <li>・1U ラックマウントキット、KVM スイッチ用 USB ケーブル 4 本以上必要。</li> </ul>                                       |
| 9  | パワー ディストリビューション<br>ユニット          | 2.8kVA (100V-22A)                     | × 2 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・22 アウトレット以上</li> </ul>   |
| 10 | L2 スイッチ                          | レイヤー2 インテリジェント・スイッチ<br><br>ポート数：24 以上 | × 2 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・1000BASE-T 対応の LAN ポート×20 以上</li> <li>・10GBASE-T の LAN ポート×4 以上</li> <li>・スイッチ容量(bps)：220G 以上</li> <li>・最大パケット転送能力：160mpps 以上</li> <li>・MAC アドレス登録数：160000 以上</li> <li>・VLAN 登録数 255 個以上</li> <li>・外部寸法：19 インチラック(1U)に設置可能であること</li> </ul> |

## ソフトウェア

### (3) OS、ミドルウェア、パッケージ製品等「本業務対象」

| No. | ソフトウェア名                           | メーカー名                 | 数量       | 備考               |
|-----|-----------------------------------|-----------------------|----------|------------------|
| 1   | VMware(最適なエディションを選定すること)          | VMware by<br>Broadcom | 必要数<br>分 |                  |
| 2   | Arcserve UDP Advanced Edition     | Arcserve Japan        | 必要数<br>分 | 仮想マシンバックアップ用     |
| 3   | Windows Server 2022 Standard      | マイクロソフト               | 必要数<br>分 | 仮想マシン、<br>管理サーバ用 |
| 4   | Office LTSC Professional Plus 最新版 | マイクロソフト               | 1        | リモート管理 PC 用      |
| 5   | Windows 11 Pro 日本語版               | マイクロソフト               | 1        | リモート管理 PC 用      |

## 第5 機器及びソフトウェアの導入・設定要件

### 1 機器及びソフトウェアの導入・設定

導入作業の内容について、以下に記載する。なお、設置場所への搬入、設置作業、電源工事、ハードウェア/ソフトウェアの設定及びネットワークへの接続等は、原則三重県庁開庁日の 8:30 ~ 17:15 に行うこと。

#### (1) サーバ移行

令和6年度から令和7年度については現行システムを引き続き利用する想定であるため、現行仮想基盤上と等しく動作するよう仮想マシンを新仮想基盤上に移行すること。

なお、既存仮想基盤情報は本契約後に三重県に情報提供を依頼し、受領すること。

## (2) ハードウェア/ソフトウェアの設定作業

ハードウェア及びソフトウェアの設定に関して、以下の作業を実施すること。作業に当たり、責任をもって動作保証を行うこととする。また、移行事業者の作業支援が必要な場合は、三重県の承認の上、支援依頼を行い実施することとする。

### ア サーバ等の機器、OS 及びソフトウェアの導入・設定

サーバ等の機器、OS 及びソフトウェアについて、取扱説明書及びセットアップに必要な項目を三重県に提出し、それを基に移行事業者が作成した作業指示書に基づき、下記の設定及び正常動作の確認を行うこと。

これらの設定及び動作確認について報告書を作成し、三重県に提出すること。

- ・ BIOS の設定
- ・ ハードディスクの RAID 構成  
各機器の HDD は、耐障害性を確保するため第 4 機器及びソフトウェア類仕様 1 機器仕様に記載の RAID 構成とする。
- ・ ディスクのパーティション分割
- ・ ネットワーク接続
- ・ OS のインストール及び各種パラメータの設定(ネットワーク設定も含む)
- ・ 各種ソフトウェアのインストール及びパラメータの設定、ソフトウェアの単体テスト
- ・ その他ハードウェア・ソフトウェアに必要となるすべての初期設定

### イ 仮想サーバの設定

以下仮想マシン及び vCenter サーバが稼働出来るように構成すること。

|   | 仮想マシン名      | CPU   | MEMORY | Storage | 備考 |
|---|-------------|-------|--------|---------|----|
| 1 | AP サーバ      | 8core | 16GB   | 500GB   |    |
| 2 | DB サーバ      | 4core | 16GB   | 500GB   |    |
| 3 | データ解析サーバ    | 8core | 16GB   | 500GB   |    |
| 4 | 連携サーバ       | 4core | 16GB   | 500GB   |    |
| 5 | 保存用 NAS     | 8core | 16GB   | 28TB    |    |
| 6 | リモート管理 PC   | 8core | 16GB   | 300GB   |    |
| 7 | DNS サーバ     | 2core | 4GB    | 50GB    |    |
| 8 | vCenter サーバ | 2core | 12GB   | 600GB   |    |

- ・ 仮想サーバの OS はローカルディスクにインストールするものとし、RAID1 以上で構成すること。
- ・ 仮想マシン用データストア領域についてはデータディスクが 2 台以上故障しても耐えうる構成とすること。
- ・ 仮想サーバの電源は冗長構成とすること。
- ・ 仮想サーバは 1Gb のポートを 2 ポート以上有すること。
- ・ 仮想サーバは管理用ポートを有し、リモートで BIOS 設定等行えること。

- ・ 仮想サーバとデータストレージ間は 10Gb 以上のインターフェースを使用して冗長構成で接続すること。
- ・ データストレージのシステムが冗長化され、それぞれに Web アクセス可能であること。
- ・ DB・AP サーバ及びデータ解析・連携サーバに障害が発生した場合、管理サーバの「vCenterServer」を利用し、自動又は手動により障害の発生していないサーバ上に再構成し、システムを稼働させることができるように設定すること。
- ・ リモート管理 PC から各サーバ及びストレージ等へアクセスできるように、各機器を設定すること。
- ・ CPU、MEMORY、Storage についてはスケールアップ・スケールアウトが可能であること。

#### ウ バックアップサーバ

- ・ 利用するバックアップソフトのシステム要件に合うスペックとすること。
- ・ 利用するバックアップソフトにて、仮想基盤のバックアップデータを 7 日分保持できる容量を搭載すること。
- ・ ディスクは RAID6 以上で構成すること。
- ・ バックアップデータを 10Gb 以上の冗長構成で取得できるよう構成すること。
- ・ 最新の WindowsServer で構成し、Hyper-v にて仮想基盤上の DNS サーバと同等のサーバを構成すること。
- ・ 仮想基盤のバックアップデータ以外のデータを別機器へバックアップすること。
- ・ 管理用ポートを有し、リモートで BIOS 設定等行えること。
- ・ バックアップが 20:00-8:00 で完了できるよう考慮すること。
- ・ ラックマウントが可能であること。

エ 本調達による購入ソフトウェアについては、別途、導入手順書(インストール手順書)を作成し三重県に提出すること。また、試行運用結果に基づき、移行事業者が導入手順書の修正を行う際は、確認を行うこと。

オ 既設のネットワークに各機器(ネットワーク接続の必要なもの)を接続し、疎通確認を行うこと。スイッチやハブ等のネットワーク接続機器のポートに、接続した機器名を示すラベルやタグを貼付すること。各サーバ及びストレージ等のケーブルや電源ケーブルについても同様に接続状況が分かるようにラベルやタグを貼付すること。

カ すべての調達機器の設定作業完了後に、動作確認テストを行い、正常動作を保証すること。

キ 導入した機器の接続構成図(電源、サーバ、ストレージ、ネットワーク等を含む)を作成し、提出すること。

ク 今回導入の機器・ソフトのユーザ登録について、三重県名義でユーザ登録作業を行い、登録結果を三重県に提出すること。

ケ 各サーバの「製造番号」「OS のプロダクト ID」「MAC アドレス」「(当方指定の)コンピュータ名」を一覧表で提出すること(Excel ファイルにて提出のこと)。

- コ 調達する機器について、機器の設置、ソフトウェアインストール及び設定作業を含め令和6年中完了すること。

(3) アプリケーション移行、動作確認(移行事業者主体作業への協力)

移行事業者がアプリケーション移行や動作確認等の作業を行うに当たり、必要に応じて、協力及び支援を行うこと。支援内容として、以下のような項目を想定している。

- ア 移行事業者担当分のソフトウェア組込み作業に、必要に応じて立ち会うこと
- イ 移行事業者担当分のソフトウェア組込み後、基本ソフトウェア及び業務アプリケーションの動作確認テストに必要に応じて立ち会うこと
- ウ 移行事業者作業中のサーバ障害に対して随時対応を行うこと
- エ 動作確認中は本業務により調達した物品に関する質疑に対し、速やかに対応すること(随時対応)
- オ 動作確認中は、移行事業者と協力の上、調達物品に対するチューニング等の技術サポートを実施すること。なお、三重県に対する窓口を提示すること。(随時対応)
- カ サーバ本設置完了後、クライアント～サーバ間の疎通確認テスト中の障害への対応(随時対応)
- キ 総合負荷テストへの参加及び障害時の対応(必要に応じて対応すること)
- ク その他、県担当及び移行事業者からの質問等には、速やかに随時対応すること

(4) 手順書の作成及び研修

今回調達する機器・ソフトウェアに関する、システム管理者を対象とした手順書(インストール手順書、復旧手順書等)を作成し、運用管理に必要な研修を県担当や移行事業者に対し実施すること。

## 第6 機器保守及び機器撤去

新システムが常に完全な機能を保つように、本業務で導入したハードウェア、ソフトウェア等の保守を行うこと。保守作業に当たっては、移行事業者との円滑な協力体制を実現すること。保守に関する業務範囲(作業範囲、責任範囲)の概要を以下に示す。

|                             | 作業者   | 指示者   |
|-----------------------------|-------|-------|
| 障害の切り分け                     | 移行事業者 | 移行事業者 |
| 障害対応(業務アプリケーション、全体システム)     | 移行事業者 | 移行事業者 |
| 障害対応(本業務で調達したハードウェア、ソフトウェア) | 受注者   | 受注者   |
| セキュリティ対策                    | 移行事業者 | 移行事業者 |
| セキュリティ対策(本業務で調達した機器等の情報提供)  | 受注者   | 受注者   |

なお、本業務の範囲内においては、いかなるケースにおいても三重県に対して別途費用を請求することはできない。以下の保守内容を受注者の責任において確実に実施すること。なお、下記に示す内容は必須条件であり、これ以外の内容についても三重県業務に影響を与えないよう必要に応じて実施すること。

### 1 保守期間

保守作業の開始時期は、更新したサーバの稼働開始時期に合わせて令和7年4月1日とする。保守作業の終了時期は、令和10年3月31日とする。

### 2 保守項目

#### (1) 定期保守

導入機器に対して定期点検(1年に1回)を実施し、障害の予見に努めること。

#### (2) 障害時保守

障害時の連絡から障害回復などの対応を行うこと。

後述「第6 機器保守及び機器撤去 8 障害時保守」を参照のこと。

#### (3) 問合せ対応

本契約に含まれる OS、ソフトウェア等の問合せ対応を実施すること。

#### (4) ソフトウェアのサポート

本仕様書により調達するソフトウェアにおいて、三重県が必要と認めた場合、以下のサポートを行うこと。

##### 1)ソフトウェア等のバージョンアップ、パッチ対応について

下記の作業方法は、別添フロー図3に定めるとおりとする。

- ・ソフトウェアのバージョンアップ、パッチ情報の入手
- ・必要に応じて機器へソフトウェアのバージョンアップ、パッチの適用を行うこと
- ・保守、技術情報等の提供

当該ソフトウェアにおいて、契約終了後も三重県が引続き利用できるように手続き等を行うこと。また、継続利用するために必要な手順を三重県に提示すること。

(5) ハードウェアのファームウェア・ドライバ更新等の対応について

下記の作業方法は、別添フロー図 4 に定めるとおりとし、CE 現場派遣とする。作業に係るすべての経費は、本業務の各保守年度の経費に含むものとする。

- ・ハードウェアのファームウェア・ドライバ、リコール等のメーカーサポートの情報の入手
- ・ハードウェアのファームウェア・ドライバの更新、サポート等の対応の実施

(6) システム及び機器の異常発生時の対応について

下記の作業方法は、別添フロー図 5 に定めるとおりとする。機器の現状確認及び修理に係るすべての経費は、本業務の各保守年度の経費に含むものとする。

- ・システム及び機器に異常発生した際の受付窓口の設置と対応
- ・機器に異常が発生した際の現地状況確認
- ・システム及び機器に異常が発生した際の対策案の作成
- ・機器の修理

(7) システムのカスタマイズ、パッチ対応などについて

移行事業者が行うシステムのカスタマイズ又はシステムのパッチ対応においては、下記の作業を行うものとし、作業方法は、別添フロー図 6 に定めるとおりとする。

移行事業者のサポート支援及び協議

### 3 保守対象

- ・本仕様書により調達するハードウェア一式
- ・本仕様書により調達するソフトウェア一式

### 4 保守体制

- ・受注者は本仕様書により調達するハードウェア及びソフトウェアを適切に保守できる体制を有していること。
- ・保守関連窓口は一箇所に集約すること。
- ・保守拠点には、ハードウェア及びソフトウェアの技術に精通した者を配置し、修理・点検・保守・その他のアフターサービスについて、適切かつ迅速な対応が可能な体制を取ること。
- ・上記の条件を満たすことを証明する「保守時の実施体制説明図」を作成・提出し、三重県の承認を得ること。
- ・ハードウェア及びソフトウェアの障害コール後、保守要員が保守作業場所におおむね 4 時間以内に到着し、速やかに保守作業の対応ができること。なお、大規模災害発生時には可能な限り当該時間を目標に対応すること。
- ・復旧方法が明らかになり、かつ復旧作業が必要な場所へ到着してから、復旧するまでを概ね 2 時間以内とすること。また、2 時間以内の復旧が困難と判明した場合は、2 時間以内に進捗状況と以降の対応スケジュールを三重県に報告すること。
- ・障害箇所が冗長化されておりシステム機能が停止していない場合の障害対応は、原則開庁日の 8 時から 18 時以外の時間帯に行うこと。ただし、システム機能を停止させずに障害対応が可能な場合は、三重県の承認を受けた上で、8 時から 18 時の間に実施すること。
- ・保守作業の作業報告書は、保守作業完了後に県担当に完了報告を行うこと。

## 5 移行事業者との役割分担

機器保守作業における三重県及び移行事業者との役割分担は、下記のとおりとする。

### (1) 三重県、移行事業者との定期 3 者打合せ

システムを安定稼働させるには、移行事業者との緊密な連絡・連携が必要なため、受注者と三重県、移行事業者とで適時打ち合わせを実施すること。

#### ア 資料等の部数

打合せの資料は事前にメールで参加者に送付するものとする。

### (2) ソフトウェア等のバージョンアップ、パッチ対応時の役割分担

1) 作業においては、別添フロー図 3 を基に作業及び役割を分担するものとする。

2) 異常時の対応と本業務の責任範囲について

別添フロー図 3 の「別途対応」において、本業務の責任範囲は、システムが正常に稼働できるまでの下記 ~ の作業を含むものとする。

三重県、移行事業者の 3 者協議で対策案を提案し、必要な情報共有を行う。

の 3 者協議で決定した対策案について、対策に必要な情報を調査し、三重県に報告する。

の 3 者協議で決定した対策案にて別途機器の調達・設置などが必要になった場合で、かつ受注者に責のない場合は、本業務の対象外とし、三重県と別途協議するものとする。

### (3) ハードウェア等のドライバ更新等の対応時の役割分担

1) 作業においては、別添フロー図 4 を基に作業及び役割を分担するものとする。

2) 異常時の対応と本業務の責任範囲について

別添フロー図 4 の「別途対応」において、本業務の責任範囲は、システムが正常に稼働できるまでの下記 ~ の作業を含むものとする。

三重県、移行事業者の 3 者協議で対策案を提案し、必要な情報共有を行う。

の 3 者協議で決定した対策案について、必要な機器等の情報を調査し、三重県に報告する。

の 3 者協議で決定した対策案にて別途機器の調達・設置などが必要になった場合で、かつ受注者に責のない場合は、本業務の対象外とし、三重県と別途協議するものとする。

### (4) システム及び機器の異常発生時の役割分担

1) 作業の流れ

下記の作業においては、別添フロー図 5 を基に作業及び役割を分担するものとする。

- ・システム及び機器に異常発生した際の受付窓口の設置と対応
- ・機器に異常が発生した際の現地状況確認
- ・システム及び機器に異常が発生した際の対策案の作成
- ・機器の修理

## 2) 作業時の責任者と協力体制について

別添フロー図 5 の作業中は、移行事業者が責任者(統括実施責任者)となり、三重県などへの連絡、システム及び機器等の異常への対策・対応の指揮を行うものとする。

受注者は、統括実施責任者の指揮の下、システム及び機器を速やかに復旧できるよう、下記～に示す内容の2者協議を行い、機器の復旧及び移行事業者のサポート支援を行うものとする。

- 復旧に必要な機器及びソフトウェアの情報収集と情報提供
- 復旧までの手順、問題点などについての意見交換
- その他留意事項等の意見交換

## (5) システムのカスタマイズ、パッチ対応時の役割分担

システムのカスタマイズ又はシステムのパッチ対応については、移行事業者が主として行うものとする。

受注者は、別添フロー図 6 を基に、移行事業者の作業をサポートするものとする。

なお、移行事業者の作業終了後、移行事業者にミドルウェアの修正を行ったかどうかを確認し、修正があった場合は内容を定期打合せで情報共有するものとする。

## (6) 責任の範囲(その他)

### ア 通常時

本仕様書に定めのない作業においては、緊急時を除き、事前に三重県、移行事業者を含めた3者協議を行い、対応方法及び責任範囲を決定した上で、作業に着手するものとする。

### イ 緊急時

緊急時の場合は、移行事業者が中心となり、三重県への連絡、対策の検討・システム及びデータのバックアップ対応までを先行して実施するものとする。

受注者は、移行事業者が行う作業をサポートするために必要な下記～の協力をするものとする。

- 機器及びソフトウェアに関する最新情報の確認と情報提供
- 機器の状況の CE 現地派遣による確認
- 問題に対する原因調査と移行事業者との情報共有
- 復旧までの作業手順の確認
- 復旧までの作業における問題点などの意見交換

## 6 保守部品の準備

保守拠点に保守部品を用意する、又は機器メーカーと保守契約を締結する等、保守作業に使用する部品を速やかに入手するための手段を確保しておくこと。

なお、確保した手段を令和7年3月末までに提示すること。

## 7 通常時保守

- ・ 原則、オンサイトでの保守作業を実施すること。(三重県が特に必要と判断した場合は、センドバックによる保守作業を許可することもある。)
- ・ 保守のために機器を移動する際には、移動前に三重県の指示に従い、データの暗号化又はデータの消去等を行うこと。
- ・ 三重県、移行事業者及びデータセンターは、年 1 回障害回復訓練を行うことを予定している。受注者は、この訓練に参加し必要な対応を行うこと。  
なお、実施時期及び実施内容等については、三重県との協議により決定すること

## 8 障害時保守

### 作業内容

- ・ 障害個所の特定(ハードウェア、ソフトウェア)及び原因除去の為の適切な対処
- ・ 障害回復後の正常動作確認(ハードウェア、ソフトウェア)
- ・ 影響部位の調査及び報告

### サービス時間

- ・ 障害時の通報受付時間は、土・日曜日・祝日等に関わらず 24 時間とする。
- ・ 通報内容が緊急対応を要する内容である場合は、直ちに障害対応を行うこと。

### ハードウェア保守(IDC 対応)

- ・ システムが設置された IDC において、障害発生時の臨時点検作業を IDC のサービスを利用し行うことができる。状態確認などに対し利用の場合は事前に、IDC と協議のうえ業務計画書に記載し実施すること。

### (ア) サーバ目視点検作業手順書作成等

IDC のサービスを利用して、システムの各サーバの LED、スイッチ等の目視確認を行う場合、目視確認における点検手順書を受注者が作成し、IDC 点検実施者に向けて確認方法等の研修を年1回行うこと。

また、目視点検の結果の報告方法等における連絡体制図等については、IDC と協議のうえ業務計画書に記載すること。

### (イ) ステータスの確認

毎月 1 回、IDC にて各サーバ及びストレージの LED、スイッチの目視確認を行うこと。

### 障害回復

- ・ 緊急対応を要する障害時通報受取時、または三重県及び移行事業者からの障害対応の作業指示後、速やかに三重県庁又は機器設置場所に到着すること。
- ・ 到着後、速やかに作業開始とするが、回復に長時間(おおむね 2 時間以上)を要する場合は、三重県又は移行事業者に連絡し指示を仰ぐこと。ただし、原則として回復に要する時間は障害発生後 24 時間以内を限度とする。

### 完了報告

- ・ 保守作業の作業報告書は、保守作業完了後に県担当に完了報告を行うこと。

## 9 その他特記事項

- ・本調達により購入した機器の修理、交換によりハードディスク等を持ち出す場合、三重県から指示があった機器の内部のデータ消去を行い、消去証明を提出すること。また、三重県においてもデータ消去ができるようにデータ消去方法・手順を提示すること。
- ・機器保守作業において、IT 関連の保険等に係る経費は、本業務の各保守年度の経費に含むものとする。

## 10 機器撤去

- ・本業務にて調達した機器について、三重県の指示があった機器について令和13年3月末頃(別途協議)に、データセンターから撤去及びデータ消去を行うこと。
- ・機器内部のデータ消去及び機器の撤去する日程は、三重県と協議のうえ決定すること。
- ・JEITA「一般社団法人 電子情報技術産業協会」が策定しているガイドラインに準拠した方法でHDD内のデータを完全消去すること。
- ・撤去機器の搬出先については、三重県庁内で指定する場所に運搬すること。
- ・本仕様書に記載されているすべての作業に対し、いかなる場合においても三重県に別途費用を請求することはできない。ただし、三重県の要求仕様の変更による追加費用については別途協議を行うものとする。
- ・本業務の遂行に当たっては、「三重県電子情報安全対策基準」に従うこと。なお、「三重県電子情報安全対策基準」については契約後、受注者のみに提示する。

## 第7 その他

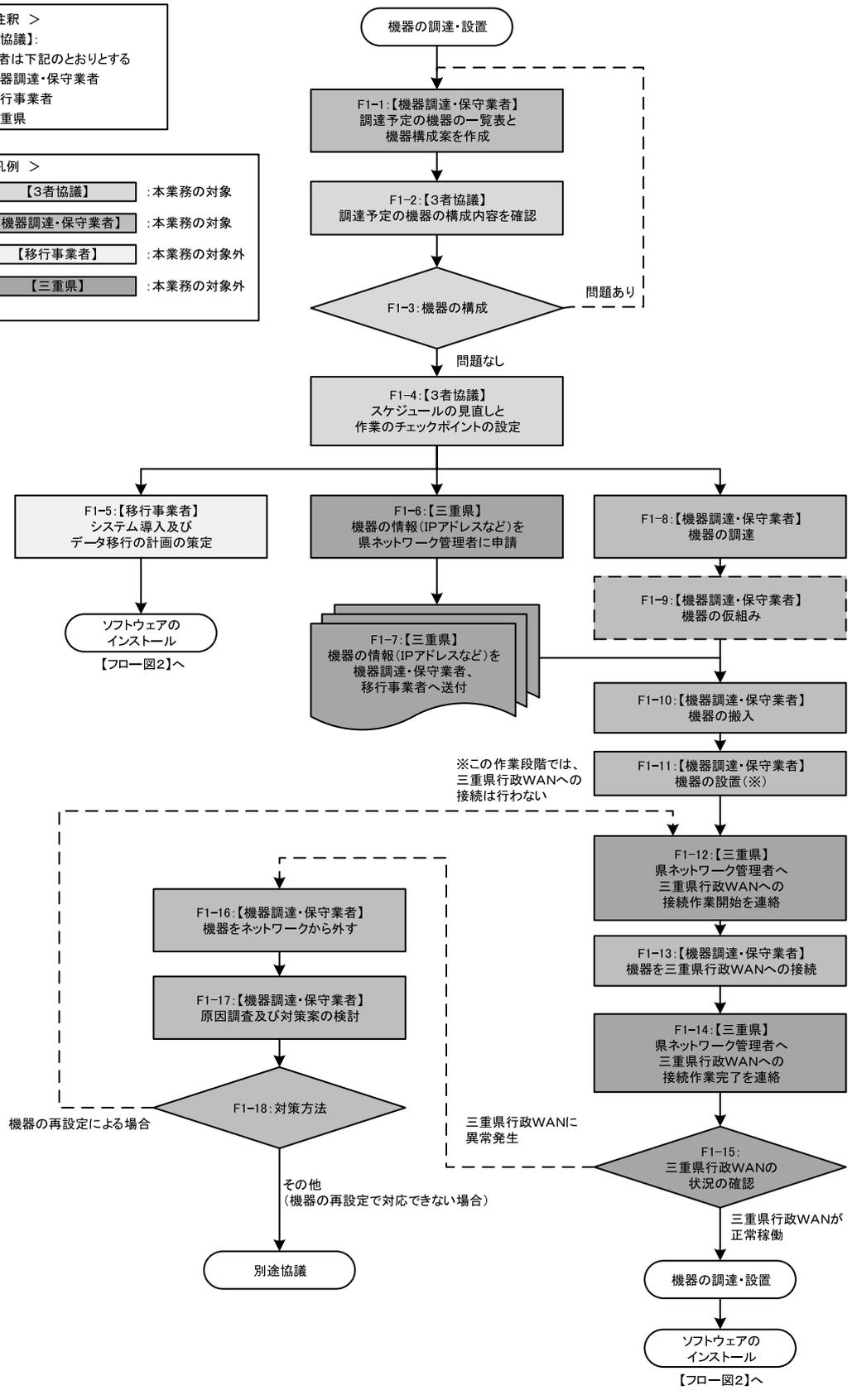
### 不当介入に対する措置

- (1) 乙は、業務の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等(以下暴力団等という。)による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
  - ア 断固として不当介入を拒否すること。
  - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
  - ウ 甲に報告すること。
  - エ 業務の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより業務に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、甲と協議を行うこと。
- (2) 乙が、(1)のイ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講ずる。

(1) 機器の調達とその後の調整について

< 注釈 >  
 【3者協議】:  
 参加者は下記のとおりとする  
 ・機器調達・保守業者  
 ・移事業業者  
 ・三重県

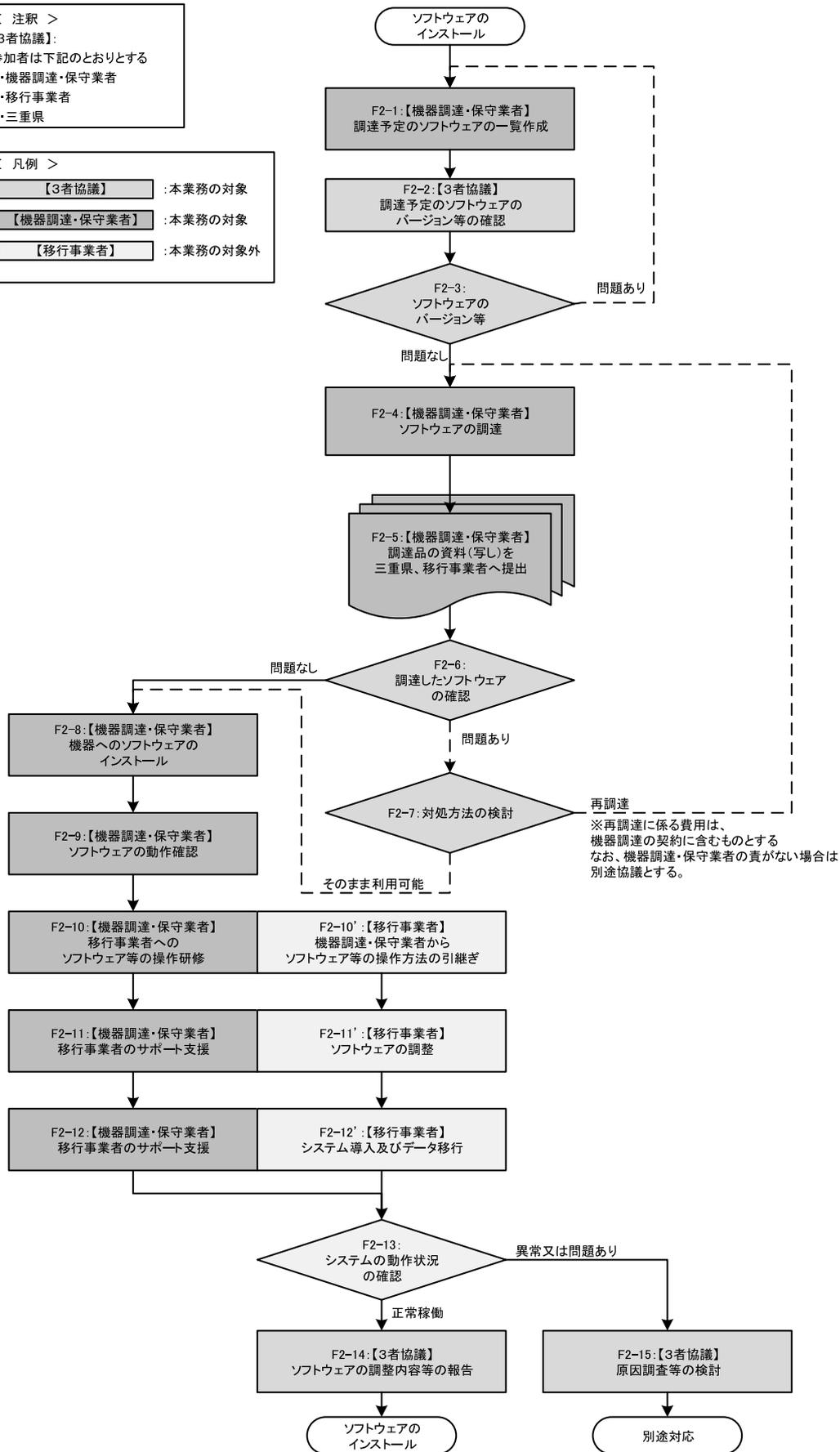
< 凡例 >  
 【3者協議】 : 本業務の対象  
 【機器調達・保守業者】 : 本業務の対象  
 【移事業業者】 : 本業務の対象外  
 【三重県】 : 本業務の対象外



(2)ソフトウェア(本業務にて調達)のインストールとその後の調整について

< 注釈 >  
 【3者協議】:  
 参加者は下記のとおりとする  
 ・機器調達・保守業者  
 ・移行事業者  
 ・三重県

< 凡例 >  
 【3者協議】 :本業務の対象  
 【機器調達・保守業者】 :本業務の対象  
 【移行事業者】 :本業務の対象外

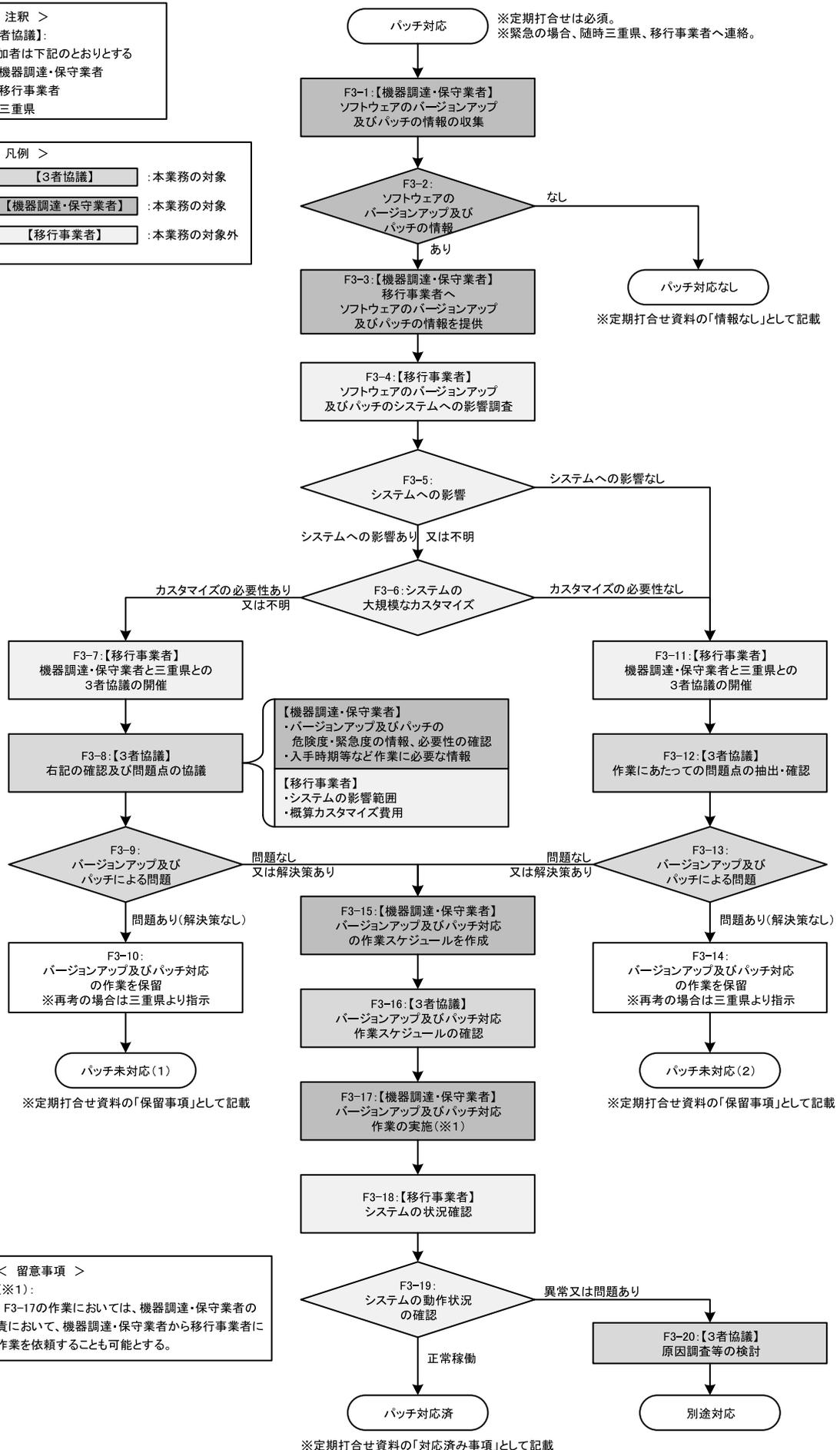


(1)ソフトウェア(本業務にて調達)のバージョンアップ及びパッチ対応について

< 注釈 >  
 【3者協議】:  
 参加者は下記のとおりとする  
 ・機器調達・保守業者  
 ・移行事業者  
 ・三重県

< 凡例 >  
 【3者協議】 : 本業務の対象  
 【機器調達・保守業者】 : 本業務の対象  
 【移行事業者】 : 本業務の対象外

< 留意事項 >  
 (※1):  
 F3-17の作業においては、機器調達・保守業者の責において、機器調達・保守業者から移行事業者に作業を依頼することも可能とする。



※定期打合せは必須。  
 ※緊急の場合、随時三重県、移行事業者へ連絡。

※定期打合せ資料の「情報なし」として記載

※定期打合せ資料の「保留事項」として記載

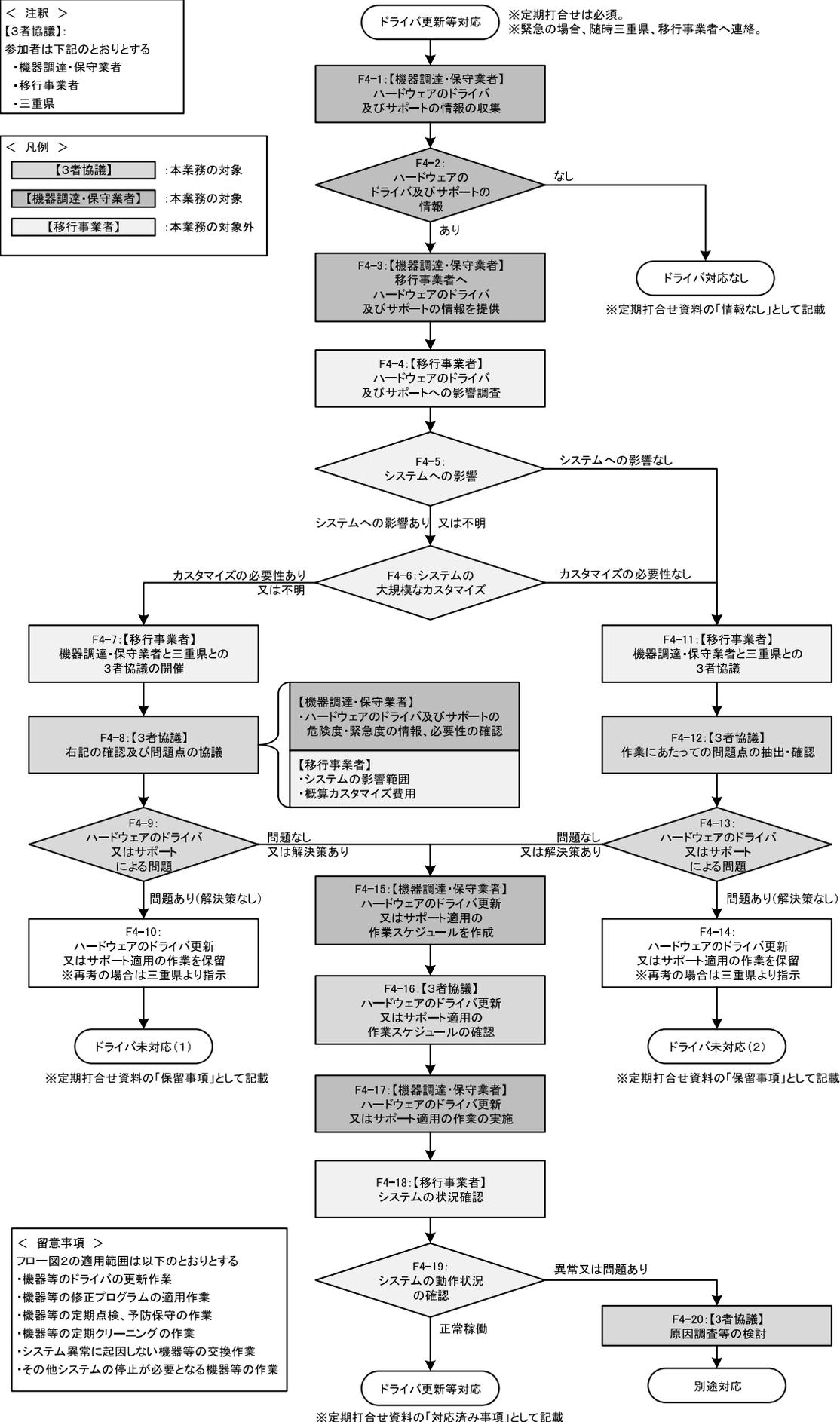
※定期打合せ資料の「保留事項」として記載

※定期打合せ資料の「対応済み事項」として記載

(2)ハードウェアのドライバ更新等の対応について

< 注釈 >  
 【3者協議】:  
 参加者は下記のとおりとする  
 ・機器調達・保守業者  
 ・移行事業者  
 ・三重県

< 凡例 >  
 【3者協議】 : 本業務の対象  
 【機器調達・保守業者】 : 本業務の対象  
 【移行事業者】 : 本業務の対象外

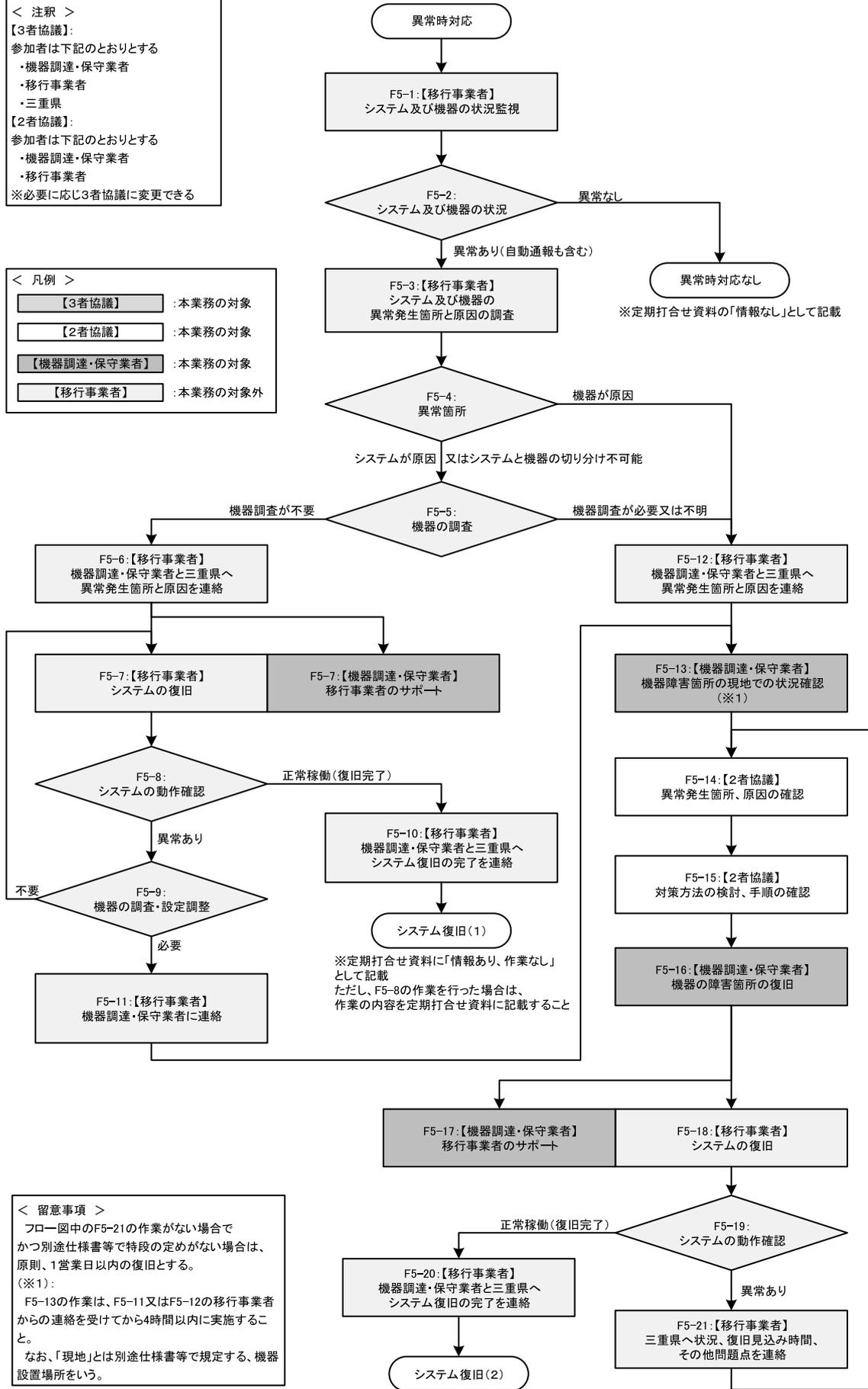


< 留意事項 >  
 フロー図2の適用範囲は以下のとおりとする  
 ・機器等のドライバの更新作業  
 ・機器等の修正プログラムの適用作業  
 ・機器等の定期点検、予防保守の作業  
 ・機器等の定期クリーニングの作業  
 ・システム異常に起因しない機器等の交換作業  
 ・その他システムの停止が必要となる機器等の作業

(3)システム及び機器の状況監視による異常発見時の対応について

< 注釈 >  
 【3者協議】:  
 参加者は下記のとおりとする  
 ・機器調達・保守業者  
 ・移行事業者  
 ・三重県  
 【2者協議】:  
 参加者は下記のとおりとする  
 ・機器調達・保守業者  
 ・移行事業者  
 ※必要に応じ3者協議に変更できる

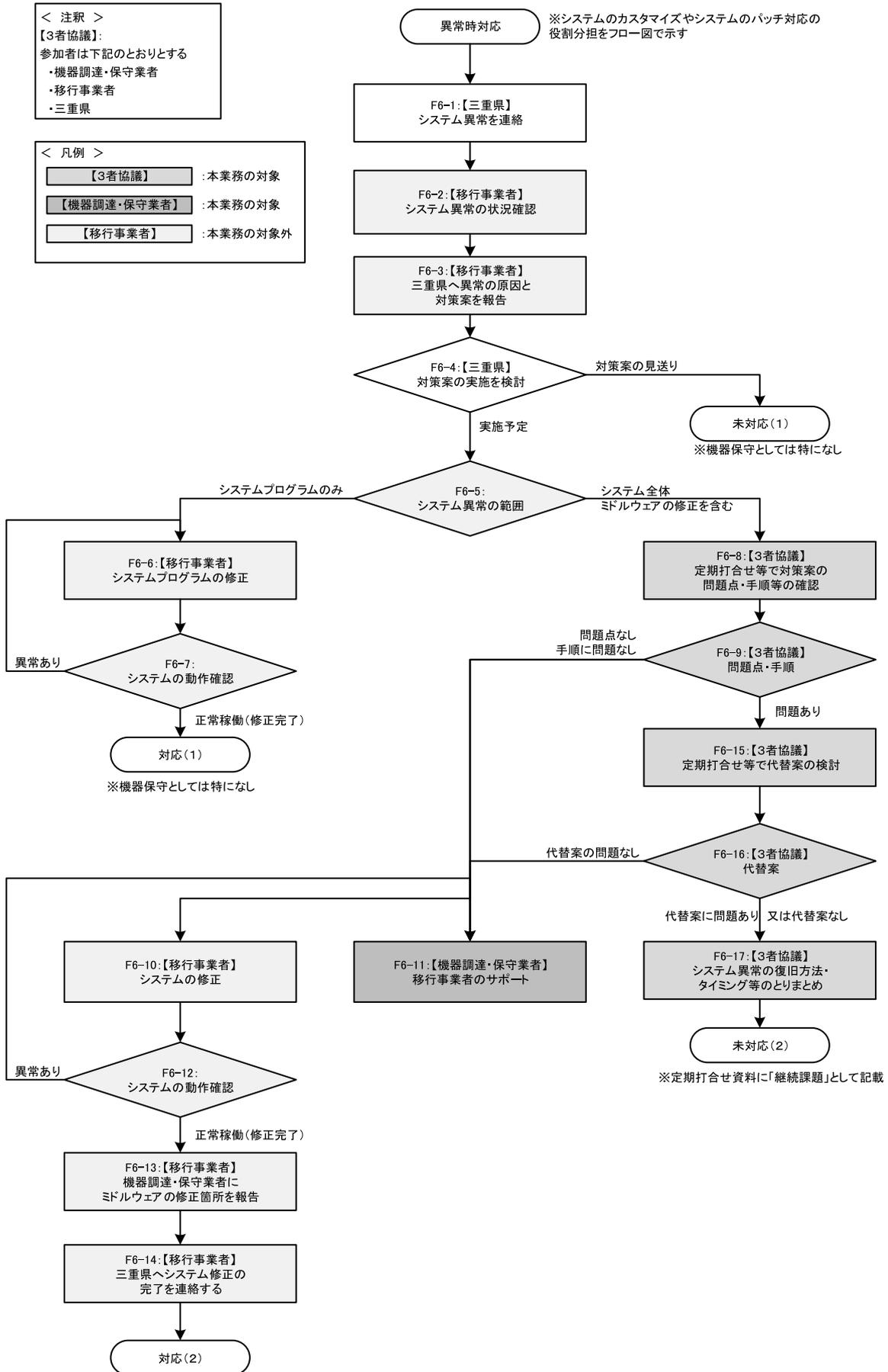
< 凡例 >  
 【3者協議】 : 本業務の対象  
 【2者協議】 : 本業務の対象  
 【機器調達・保守業者】 : 本業務の対象  
 【移行事業者】 : 本業務の対象外



< 留意事項 >  
 フロー図中のF5-21の作業がない場合で  
 かつ別途仕様書等で特段の定めがない場合は、  
 原則、1営業日以内の復旧とする。  
 (※1):  
 F5-13の作業は、F5-11又はF5-12の移行事業者  
 からの連絡を受けてから4時間以内に実施すること。  
 なお、「現地」とは別途仕様書等で規定する、機器  
 設置場所をいう。

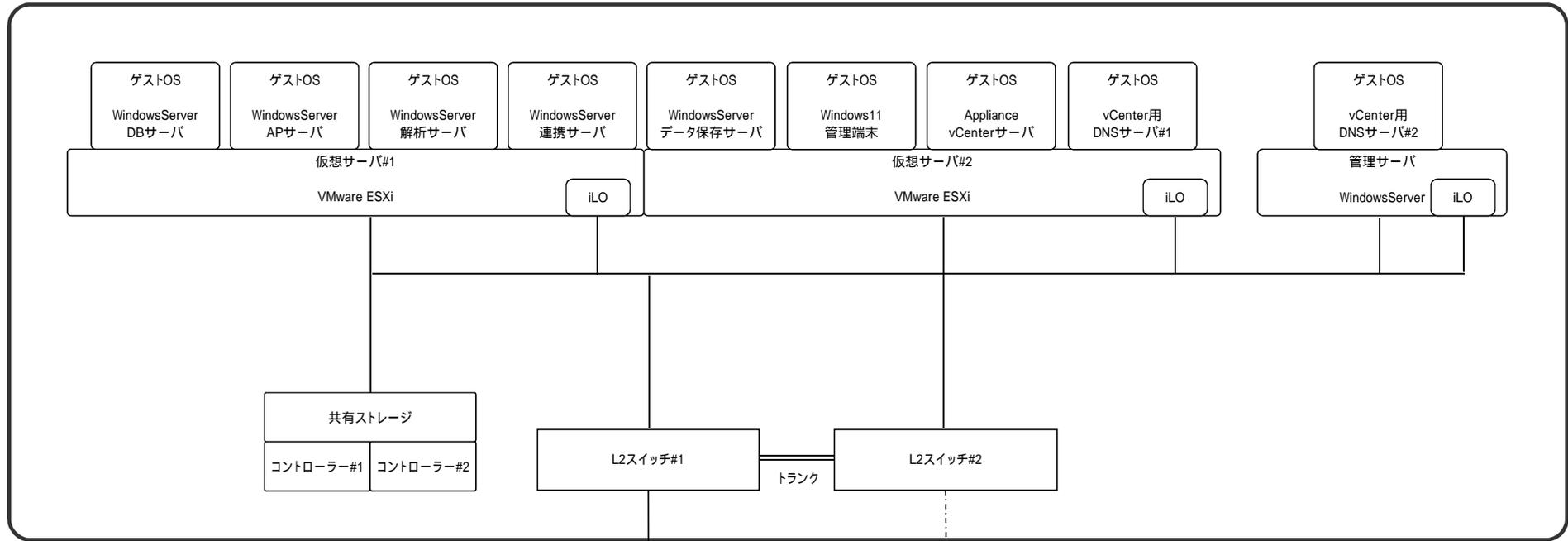
※定期打合せ資料にF5-12～F5-20までの「対応状況」を記載

(4)システム異常発見時の対応について(機器保守段階(2)以外)



# IDC-LAN

## 統合DBシステム



# IDC-LAN

